



区職員の懲戒処分について

と き 令和元年6月26日(水)発表

と ころ 練馬区役所(練馬区豊玉北6-12-1)

練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。

【公表内容】

1 私事欠勤

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

人事戦略担当部 主事 49歳 男性 停職15日

概要

当該職員は、平成30年11月5日から12月5日にかけて11日間、また、平成31年2月26日から3月7日にかけて8日間、体調不良により計19日間の私事欠勤を行った。

このことは、地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務命令に従う義務)、同法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

なお、当該職員は、過去にも私事欠勤により戒告の懲戒処分を受けている。

2 通勤途中における交通事故

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

こども家庭部 係長 50歳 女性 戒告

概要

当該職員は、平成28年5月7日、通勤のために自家用自動車を運転中、走行してきた自転車と接触した。この事故により、相手方に、約4か月の入院を要する傷害を負わせた。

このことは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

3 処分年月日

令和元年6月21日